

国土交通省航空局安全部御中

## 航空法施行規則改正等に関する意見書

生活協同組合パルシステム東京  
理事長 野々山理恵子

私たちパルシステム東京は、「『食べもの』『地球環境』『人』を大切にした『社会』をつくります」を理念に、約45万の組合員が安心して安全な生活を願い活動をすすめている生活協同組合です。パルシステムでは生活者(消費者)のくらしと健康を守るために、生産者とともに食べものの安全性にこだわり、産直運動をすすめ、日本の食料自給率向上を目指しています。

今回の法改正はドローンによる事故が相次いだことから行なわれたものと認識しております。しかし、私たちは有人ヘリコプターまたは小型無人ヘリコプターによる農薬の空中散布が、大気を介して住民の健康に悪影響を与えることに懸念しています。健康影響を防止するため、以下の点を要望いたします。

### 記

#### (1) 「無人航空機による輸送を禁止する物件」に農薬が含まれることを確認してください

「無人航空機による輸送を禁止する物件」の「その他の有害物件」には農薬が含まれることを確認してください。農薬は人に対しても毒性の強いものが多く、輸送を規制すべき物品と考えます。

#### (2) 「無人航空機による散布を禁止する物件」を加えてください。

「無人航空機による輸送を禁止する物件」だけでなく、散布も規制すべきと考えます。その一つとして、健康被害と周辺農地への汚染(ドリフト)を防止するため、「人が居住し、または活動する場所から30メートル以内の場所での農薬の散布」「5メートル以上の高さからの農薬の散布」を禁止することを要望します。

#### (3) ドローンによる農薬の散布を禁止してください

飛行が必ずしも安定しない飛行体により農薬を散布することは、健康被害、有機農法の圃場の汚染などの事故につながる恐れがあるので、ドローンによる農薬の散布を禁止してください。

以上